

公益財団法人こども財団こどもの居場所づくり事業助
成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、こどもの居場所づくりの推進を目的として、明石市内にこども食堂を開設し、又は運営する団体又は個人に対して、予算の範囲内において、こどもの居場所づくり事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども食堂 子どもたちが食を通じて地域とふれあい、豊かな人間性や社会性を育むすべてのこどもの居場所として開設し、又は運営されるもので、支援が必要な子どもを関係機関につなぐ気づきの地域拠点としての機能を有するものをいう。
- (2) 食事型 こども食堂において手作りの食事を提供することをいう。
- (3) 市販品型 こども食堂において市販の食品を提供することをいう。
- (4) テイクアウト・デリバリー型 手作りの食事を子どもの自宅等に持ち帰ること、又は子どもの自宅等に届けることをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」）は、次に掲げる要件のすべてを満たす団体又は個人をいう。

- (1) 明石市内でこども食堂を開設し、又は運営すること。
- (2) 明石市民がスタッフとして運営に関わっており、代表者、運営スタッフその他協力の人員を含む体制が一定程度整っていること。
- (3) 原則として月1回以上自主的及び継続的に実施するものであること。
- (4) こども食堂について地域への適切な周知がなされ、主に市内に居住する子どもの十分な参加が見込まれること。
- (5) 子どもに、学習、遊び又は地域住民との交流活動等の様々な体験の機会を提供すること。
- (6) 地域に開かれた運営ができること。
- (7) 保健衛生上、安全上及び管理上適切な配慮ができること。
- (8) 法令及び公序良俗に反しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、助成対象としないものとする。

(1) 営利を目的としている場合

(2) 政治、宗教又は思想活動を目的としている場合

(助成金の種類及び額)

第4条 助成金の種類及び額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、飲食店営業を許可された飲食店がこども食堂を運営する場合は、別表第2に定めるとおりとする。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費は、こども食堂の開設又は運営に要する経費であって、別表第3に定めるもののうち、理事長が適当と認めるものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

(1) こども食堂運営者情報（様式第1号）

(2) こども食堂計画書（様式第2号）

(3) こどもの居場所づくり事業助成金申請書兼請求書（様式第3号）

(4) その他理事長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 理事長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請の内容が助成対象として該当するか否かについて、別に定める審査要領において定める審査委員により審査するものとする。

2 理事会は、前項の規定による審査により助成対象に該当すると認められた申請について、助成金の交付の可否及び助成金の額を決定し、理事長は、その結果を速やかに申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 理事長は、助成金の交付を決定された者（以下「交付決定者」という。）に対して、速やかに助成金を交付するものとする。

(状況報告等)

第9条 理事長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、事業の実施状況について報告を求め、又は職員に現地調査等の調査を行わせることができる。

2 理事長は、前項の報告又は調査の結果、交付決定者の実施状況が適正でないと認められるときは、その是正を指示することができる。

(事業内容の変更等)

第10条 交付決定者が、事業内容を変更し、中止し、又は事業を廃止しようとするときは、事前に理事会の承認を得なければならない。ただし、当該変更が理事会の承認を得て理事長が別に定める軽微な変更である場合は、理事長の承認をもってこれに替えることができる。

(実施報告)

第11条 交付決定者は、事業が完了したときは、毎年4月末日までに、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) こどもの居場所づくり事業助成金変更申請書兼精算書(様式第4号)
- (2) こども食堂実施報告書(様式第5号)
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(助成金の精算)

第12条 理事長は、前条に規定する実施報告書を受理したときは、その内容を審査し、助成金を精算するものとする。

2 前項の精算の結果、助成金の交付額が実支出額を上回るときは、理事長は、その差額を返還させるものとする。

(積立)

第13条 交付決定者は、毎事業年度返還金が生じた場合において、翌事業年度に実施する事業の経費に充てるため、理事長の承認を得て、5万円を上限として助成金を積み立てることができるものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 理事会は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとし、助成金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正行為により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他理事会が交付決定者として適当でないと認めたとき。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則(令和3年4月23日制定)

この要領は、制定の日から施行する。

附 則(令和4年5月20日制定)

この要領は、制定の日から施行する。

附 則（令和4年9月9日制定）

この要領は、制定の日から施行する。

附 則（令和4年9月15日制定）

この要領は、制定の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

種類	食事型	市販品型	テイクアウト・デリバリー型
運営助成（開催1回につき）	20,000円	10,000円	30,000円
特別助成（1年度につき）	50,000円	30,000円	50,000円
衛生管理助成（食品衛生責任者養成講習会の受講料実費）	1人当たり 8,000円		
専門職連携助成	開催1回につき 5,000円		
助成金の上限額	1年度につき 1,300,000円		

別表第2（第4条関係）

種類	食事型	市販品型	テイクアウト・デリバリー型
運営助成（開催1回につき）	10,000円		15,000円
特別助成	1年度につき 20,000円		
専門職連携助成	開催1回につき 5,000円		
助成金の上限額	1年度につき 650,000円		

別表第3（第5条関係）

運営助成	食材費、消耗品費、使用料、印刷製本費、保険料、謝礼金、通信費、旅費、その他理事長が必要と認める経費
特別助成	備品購入費、その他理事長が必要と認める経費

様式第4号（第11条関係）

こどもの居場所づくり事業助成金変更申請書兼精算書

年 月 日

公益財団法人こども財団
理事長 様

こども食堂の名称	
運営団体	
代表者氏名	⑩

申請内容を変更しましたので、次のとおり申請します。

1 変更前

区分	食事型	市販品型	テイクアウト・デリバリー型	合計
運営助成	20,000円 × 開催回数 回	10,000円 × 開催回数 回	30,000円 × 開催回数 回	円
特別助成	50,000円	30,000円	50,000円	円
衛生管理助成	8,000円 × 人数 ()			円
専門職連携助成	円 (上限 5,000円) × 回			円

飲食店等の場合

運営助成	10,000円 × 開催回数 回	15,000円 × 開催回数 回	円
特別助成	20,000円		円

変更前 合計 円

2 変更後

区分	食事型	市販品型	テイクアウト・デリバリー型	合計
運営助成	20,000円 × 開催回数 回	10,000円 × 開催回数 回	30,000円 × 開催回数 回	円
特別助成	50,000円	30,000円	50,000円	円
衛生管理助成	8,000円 × 人数 ()			円
専門職連携助成	円 (上限 5,000円) × 回			円

飲食店等の場合

運営助成	10,000円 × 開催回数 回	15,000円 × 開催回数 回	円
特別助成	20,000円		円

変更後 合計 円

変更前と変更後の差額（返還分）	円
助成金の残額	円
返還額の合計	円

注 変更申請理由書（別紙）を添付してください。

様式第5号（第11条関係）

こども食堂実施報告書

年 月 日

公益財団法人こども財団
理事長 様

こども食堂の名称：_____

運 営 団 体：_____

代 表 者 氏 名：_____

こども居場所づくり事業が完了しましたので、公益財団法人こども財団こどもの居場所づくり事業助成金交付要領第11条の規定により、その実績を次のとおり報告します。

1 事業名 こどもの居場所づくり事業

2 実施期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

3 添付書類

(1) 別紙1 こども食堂活動記録

(2) 別紙2 こども食堂収支記録